9-6 連続式蒸留機の設備を有する製造場数及び基数

製	造	場	数	11	場	
基			数	11	基	

調査時点:平成16年3月31日

9 - 7 酒母及びもろみの製造場数

(単位 場)

 種		類	製	造	場	数	左のうち休	造 場 数
酒 も	3	母 み				40 45		7 11

調査時点:平成16年3月31日

用語の説明: 1 酒母とは、 酵母で含糖質物を発酵させることができるもの、 酵母を培養 したもので、含糖質物を発酵させることができるもの及び これらにこうじを

混和したものをいう。

2 もろみとは、酒類の原料となる物品に発酵させる手段を講じたもので、こす 又は蒸留する前のものをいう。

9 - 8 みなし製造場数

(単位 場)

						びん詰のた	こめのもの	販	売(の	輸出	出 の	(から	のもの までに		う	ち
										の	ため	5 D	設置許可を	いもの [」] 設置許可を	計	実 蔰	置
						自己の製造した酒類の				の	_			受けない			
						び ん 詰	びん詰場	も	(カ	も	の	受けたもの	もの		場	数
清					酒	8	6			-		21	27	-	62		49
合		成	清		酒	1	1			-		8	3	-	13		2
١.	ょうち	ゅう	∫ 甲		類	-	1			-		16	4	-	21		-
0,	*) :	147	Z	,	類	2	3			-		19	12	-	36		1
み			IJ		h	3	1			-		10	8	-	22		3
ビ			-		ル	-	-			-		22	4	-	26		10
果		実	酒		類	-	2			-		42	13	-	57		1
ウ	イ	ス	+	_	類	-	-			-		44	7	-	51		2
ス	ピ	IJ	ッ	ッ	類	-	-			-		23	8	-	31		2
IJ	+	ュ	_	ル	類	2	3			-		22	15	-	42		3
雑					酒	-	-			-		31	10	-	41		1
			計			16	17			-		258	111	-	402		74
う	ち	実	蔵 置	t	易数	8	6			-		23	37	-	74		-

調査対象等:酒税法第28条第6項の規定により、製造場とみなされた蔵置場数を平成16年3月31日現在で示したものである。